

「四日市市都市総合交通戦略」と「四日市市地域公共交通網形成計画」の統合について

(1) 四日市市都市総合交通戦略見直しに向けた検討

見直しにあたっては、各事業者ごとにおいて、現状を把握した上で、以下のことについて検討するとともに、見直し理由の整理を行う。

【主な見直し内容】

- スケジュール（検討、計画、実施等）
- 前期5ヶ年で完了した施策
- 前期5ヶ年で中止した施策
- 前期5ヶ年で新たに着手した施策
- 前期5ヶ年で取り組み内容を変更した施策
- 後期5ヶ年で新たに着手する施策

(2) 四日市市地域公共交通網形成計画との統合に向けた検討

①四日市市都市総合交通戦略（H23.10策定）

【策定の経緯】

- ・当計画は、四日市市都市総合交通戦略協議会により、市民および市民団体の意見の反映、交通に関わる上位計画である総合計画や都市計画マスターplanとの調整を図りつつ策定。

【協議会の構成等】

- ・当協議会は、学識経験者、交通事業者、関係団体、利用者、国・県・市の関係行政機関で構成。
- ・交通に係る諸課題に的確に対応していくためのさまざまな計画を作成したり、地域関係者がバスの運行や運賃等について合意を図る場としても位置づけ。

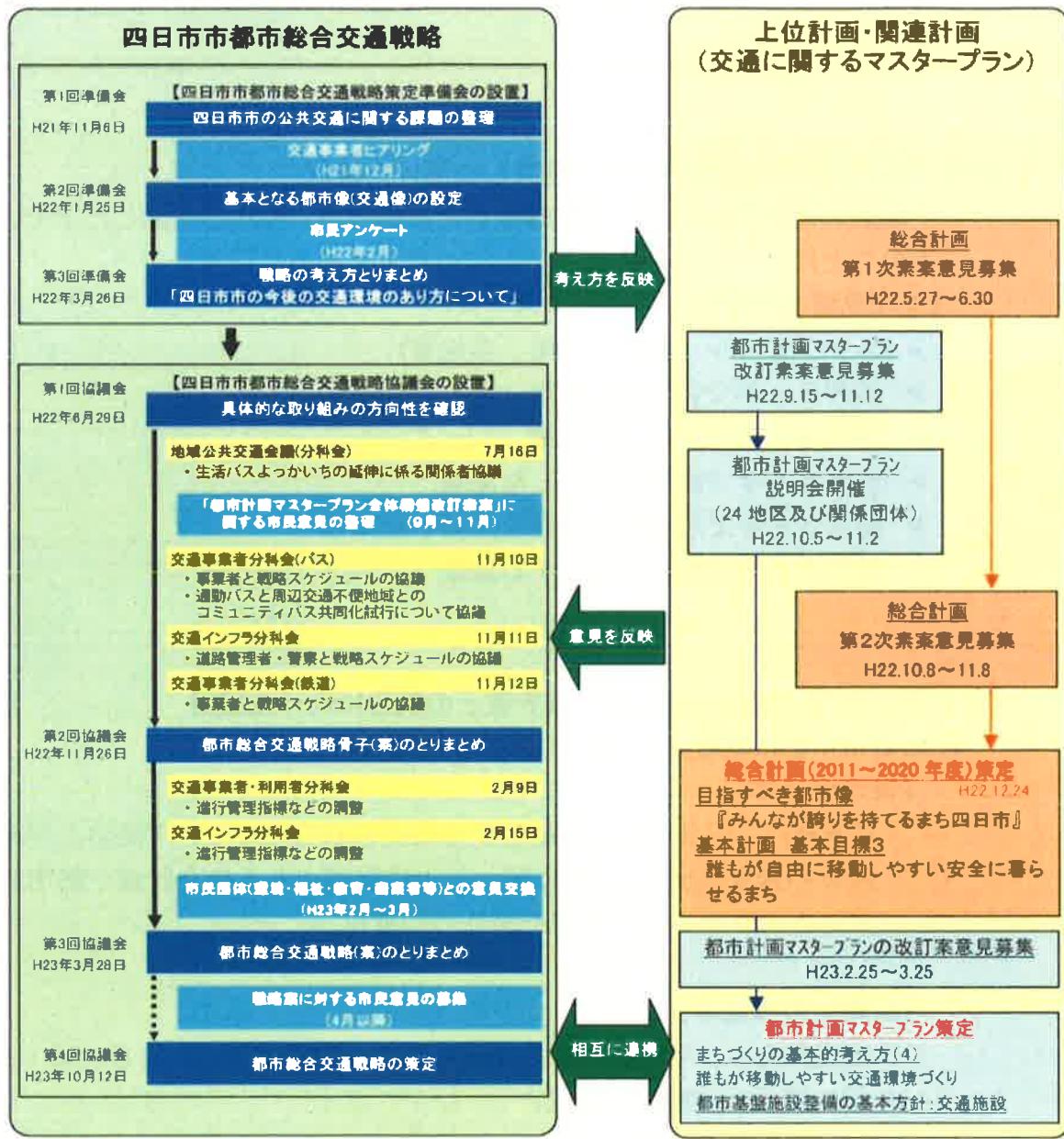


図 四日市市都市総合交通戦略の策定経緯

(四日市市都市総合交通戦略 P 3)

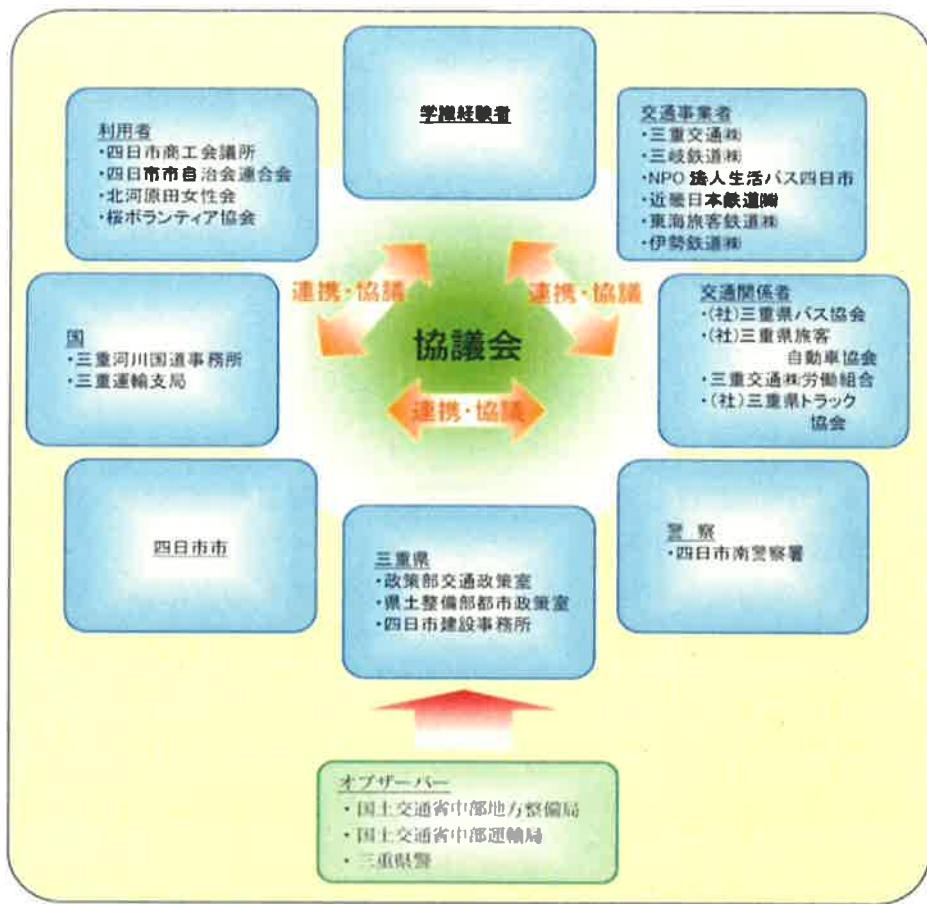


図 四日市市都市総合交通戦略協議会の構成

*四日市市都市総合交通戦略協議会の役割

四日市市都市総合交通戦略を策定するほか、地域公共交通活性化・再生法に基づく「法定協議会」や生活交通ネットワーク計画を策定する「地域協議会」、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」等を兼ねるものとします。

(四日市市都市総合交通戦略 P 4)

② 四日市市地域公共交通網形成計画 (H26. 12 策定)

【策定の経緯】

- ・四日市市では、市民が移動しやすい環境を構築すべく、地域公共交通の維持・活性化に取り組みを開始。
- ・その取り組みとして、平成23年10月には、市の総合計画や都市計画マスタープランにおける土地利用・まちづくりの観点から「四日市市都市総合交通戦略」を策定し、平成24年3月に国土交通大臣認定。

- ・内部・八王子線の存続問題を契機とし、「四日市市都市総合交通戦略」の公共交通に関する部分を反映しながら、ソフト施策を充実させ、現在の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に対応させた計画を策定。
 - ※持続可能な地域の公共交通網構築のために策定
 - ※鉄道事業再構築実施計画を策定するために必要となる計画
- ・当計画は、地域公共交通の維持・活性化に取り組むに当たり、現状と課題を明らかにし、課題を戦略的に解決することで、市民が住み良い四日市市のまちづくりを支援するもの。

【実行体制】

- ・本計画のP D C Aサイクルの実行は、四日市市地域公共交通活性化協議会が推進する。
- ・このうち、自主運行バスの運行内容の変更などに係る事項は、活性化協議会の中で関係するメンバーで開催する地域公共交通会議で合意を図る。
- ・四日市市都市総合交通戦略協議会とは情報共有を図っていく。



図 5・9 計画の推進体制（案）

(四日市市地域公共交通網形成計画 P 141)

【計画期間】

- ・平成27年度～平成36年度
- ・中間年次となる平成31年度に計画の見直しを検討

- ③ 四日市市都市総合交通戦略と四日市市地域公共交通網形成計画の統合
 - ・「四日市市都市総合交通戦略」の後期5ヶ年の見直しに併せて、関係者が協力し、「四日市市地域公共交通網形成計画」との統合に向けた取り組みについて検討を行う。